

ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金 (住宅支援資金) 貸付制度

が始まりました



貸付対象者

児童扶養手当の受給者^{*}で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方
※同等の所得水準の方を含む

貸付額

入居している住宅の
家賃の実費

月額

4万円(12ヶ月)以内

貸付利子

無利子 (ただし返還期間を過ぎると延滞利子が発生します)

さらに

条件を満たすと

全額返還免除になります。

※免除の条件は裏面をご覧ください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付制度とは、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的としています。



下記の条件を満たした場合、

**貸付金の全額が
返還免除** になります。



返還免除条件(住宅支援資金)

1. 住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に
就職または転職等により、
プログラム策定時より給与による所得が高くなり
2. 原則として岐阜県内において、引き続き1年間業務に従事した場合

貸付申込

母子・父子自立支援プログラム策定を行った自治体[※]を経由して、「貸付申請書」及び「同意書」に記入の上、必要書類を添付し、岐阜県社会福祉協議会へ提出してください。

[※]母子・父子自立支援プログラムの策定については、市にお住まいの方は市のひとり親担当課、町村にお住まいの方は最寄りの県事務所福祉課または岐阜地域福祉事務所福祉課にご相談ください。

必要書類

共通

- プログラムの策定を受けていることを証明する書類[㊤]
- 入居している住宅の家賃が分かる書類[㊤]
- 住民票[※]

児童扶養手当 受給者

- 児童扶養手当証書[㊤]

児童扶養手当 受給者以外

- 児童扶養手当支給水準の所得であることがわかる書類[㊤]
(世帯全員分)

連帯保証人

- 住民票[※]
- 所得がわかる書類…源泉徴収票[㊤]、所得証明書[㊤]

([※]住民票は発行から3ヶ月以内・本籍記載・世帯全員分であれば写し可)

問い合わせ先

社会福祉法人 **岐阜県社会福祉協議会**
生活支援部

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館4F

TEL: **058-201-1547**

ホームページ <https://www.winc.or.jp/>

- JR岐阜駅・名鉄岐阜駅より 岐阜バス「OKBふれあい会館」下車 徒歩5分
- JR西岐阜駅より 西ぎふ・くるくるバス「福祉・農業会館南」下車すぐ

岐阜県社会福祉協議会



岐阜県「社協キャラクター」
とみにん